

Shell Rimula R3 L Extra 10W-30

シェル リムラ R3 L Extra 10W-30

シェル リムラ R3 L Extra は、最新型のトラック、バスのエンジン油として最適で、エンジン寿命延長が期待できます。また、エンジン油の交換距離の延長と、DPF のメンテナンス軽減によるランニングコスト低減が期待できます。



ENERGISED PROTECTION

Adapting to your engine's changing needs

製品性能と特徴

・ 優れたエンジン保護性能

クールド EGR 装着車は、ススや酸性物質の油中への混入が増加し、エンジンオイルにかかる負担は大きくなります。シェル リムラ R3 L Extra は、優れた耐摩耗性能により過酷な運転状況でも、エンジンを保護します。

・ メンテナンス軽減に寄与

シェル リムラ R3 L Extra は、フィルター目詰まりの原因となる灰分と、触媒性能を損なう懸念のある硫黄分やリン分を低減した、JASO DH-2 登録油です。DPF の目詰まりを抑制し、排圧の上昇を最小限にすることで、DPF のメンテナンス間隔の延長と、燃費悪化の抑制が期待できます。

- ü 優れた高温清浄性
- ü 優れたスス分散性
- ü 低灰分による DPF 適合性

用途

シェル リムラ R3 L Extra は、最新の排ガス規制対応車から従来車まで、使用可能です。



・ 品質レベル

JASO DH-2

シェル リムラ R3 L Extra 10W-30 代表性状									
項目 粘度 グレード	密度 (15℃) g/cm ³	引火点 (開放式) ℃	流動点 ℃	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数	塩基価 mgKOH/g 過塩素酸	硫酸 灰分 Wt%
					@40℃	@100℃			
10W-30	0.871	234	-30.0	L2.5	65.5	10.5	149	9.7	1.0

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。(2017-11)

シェル リムラ R3 L Extra 10W-30 の販売荷姿 : 200Lドラム 20L ペール缶

■使用上の留意事項

- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合がありますので、全量交換しての使用することを、おすすめします。
- ・オイル中にゴミ・ほこり・砂・水などが混入するとオイルポンプの効率を低下させたり、摩耗を促進しますので、保管・管理には充分注意してください。
- ・オイルの寿命はオイルの品質の他に、エンジン型式・オイルパン容量・オイルフィルターのタイプ・運転条件などによって異なります。オイル交換期間の設定については、弊社にご相談ください。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート (SDS) をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけではなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱ってください。

＜＜取り扱い上の注意＞＞

- | | |
|--------|--|
| [安全対策] | <ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。 ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 |
| [応急措置] | <ul style="list-style-type: none"> ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。 |
| [保管] | <ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。 |
| [廃棄] | <ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。 |

Ver.1. 2017.11.1